

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	105	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業（津島地区）	事業番号	(1)-5-3
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(29,204(千円) 424,586(千円)	全体事業費	(29,204(千円) 424,586(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

平成 29 年 3 月 31 日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとされている。

このような折、平成 29 年 11 月に「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和 15 年 3 月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指すスケジュールを定め、平成 29 年 12 月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され室原、末森、津島の 3 つの特定復興再生拠点について令和 5 年 3 月の避難指示解除を目標として、特定復興再生拠点区域を帰還困難区域全域の復興に向けた第 1 ステージとして位置づけ、各種施策の実施に努めている。

特定復興再生拠点区域の再生は、全域避難指示解除に向けた一歩として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ進めていく必要がある。

については、本業務の実施をきっかけとして、帰還困難区域の一日も早い復興と環境再生を目指すものである。

事業概要

本業務は、「浪江町帰還困難区域復興再生計画」、「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」のほか、令和 3 年 3 月に策定した「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、避難指示から 10 年以上経過した帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域津島拠点へ帰還に必要な安心して生活できる環境として住宅を整備するための建築設計・建築工事等を行う。

浪江町帰還困難区域復興再生計画（平成 29 年 11 月策定）

7. 各地区における特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容

(2) 土地利用の方針

③津島：新たなまちづくりと交流エリアの形成

●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】

P6 ・必要に応じ公営住宅の整備

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月国認定）

4. 各エリアの土地利用・事業内容等

〈各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性〉

津島地区（約 153ha）【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】

P10 ・必要に応じ公営住宅の整備

浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）

復興の基本方針Ⅲ帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

P60・61 施策 1 帰還困難区域の再生

当面の事業概要

<令和 3 年度>

建築設計（基本設計）9,507 千円

地下水調査 19,697 千円

<令和 4 年度>

建築設計（実施設計）・建築工事等 395,382 千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
津島におけるあらたなまちづくりと交流エリアの拠点施設である津島活性化センターが隣接しており、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、帰還困難区域の再生を目指すため、本業務を実施するものである。	
関連する事業の概要	
福島再生賃貸住宅として、住宅を整備するための用地取得・造成等を実施する（(1) -7-2）。	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)	事業番号	(1)-5-4
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	33,146 千円		全体事業費	33,146 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で、帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び現在策定を進めている復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」で帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p><令和 4 年度> 基本設計業務 33,146 千円</p> <p><令和 5 年度> 実施設計業務</p> <p><令和 6 年度～> 建築工事</p> <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)】 <基本理念> 「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」 <コンセプト> ○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。</p>					

○「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさと感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。

○「新たに居住される方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

○安全・安心のまちづくり

○暮らしやすいまちづくり

○集う・にぎわう・つながるまちづくり

○浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全体の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	106	事業名	浪江町再生賃貸住宅用地取得造成事業（津島地区）	事業番号	(1)-7-2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(42,671 千円) 168,426 (千円)		全体事業費	(42,671 千円) 168,426 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月 31 日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとなっている。</p> <p>このような折、平成 29 年 11 月に「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和 15 年 3 月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指すスケジュールを定め、平成 29 年 12 月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され室原、末森、津島の 3 つの特定復興再生拠点について令和 5 年 3 月の避難指示解除を目標として、特定復興再生拠点区域を帰還困難区域全域の復興に向けた第 1 ステージとして位置づけ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>特定復興再生拠点区域の再生は、全域避難指示解除に向けた一歩として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施をきっかけとして、帰還困難区域の一日も早い復興と環境再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、「浪江町帰還困難区域復興再生計画」、「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」のほか、令和 3 年 3 月に策定した「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、避難指示から 10 年以上経過した帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域津島拠点へ帰還に必要な安心して生活できる環境として住宅を整備するための用地取得、造成等を行う。</p> <p>浪江町帰還困難区域復興再生計画（平成 29 年 11 月策定）</p> <p>7. 各地区における特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容</p> <p>(2) 土地利用の方針</p> <p>③津島：新たなまちづくりと交流エリアの形成</p> <p>●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】</p> <p>P 6 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月国認定）</p> <p>4. 各エリアの土地利用・事業内容等</p> <p>〈各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性〉</p> <p>津島地区（約 153ha）【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】</p> <p>P 1 0 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>復興の基本方針Ⅲ帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>P 6 0 ・ 6 1 施策 1 帰還困難区域の再生</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 3 年度></p> <p>用地取得（土地 A=約 3,300 m²） 10,453 千円</p> <p>土木設計・測量・地質調査 32,218 千円</p> <p><令和 4 年度></p> <p>土木実施設計・敷地造成工事等 125,755 千円</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
津島におけるあらたなまちづくりと交流エリアの拠点施設である津島活性化センターが隣接しており、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、帰還困難区域の再生を目指すため、本業務を実施するものである。
関連する事業の概要
福島再生賃貸住宅（津島地区）として、住宅建築のための基本設計等を実施する（(1)-5-3）。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	114	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(基金型)	事業番号	(1)-8-2
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	6,765,106 千円		全体事業費	12,528,275 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p><令和 4~8 年度>基金 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(浪江駅周辺地区) 12,528,275 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 用地取得2. 測量3. 面整備の実施設計4. 解体撤去工事5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場、浪江駅東西自由通路など面整備の工事 <p>うち、第 38 回申請 <令和 4~5 年度>基金 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(浪江駅周辺地区) 6,765,106 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 用地取得2. 測量3. 面整備の実施設計4. 解体撤去工事5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場など面整備の一部の工事 <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)】</p> <p><基本理念> 「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生~ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して~」</p>					

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全体の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	116	事業名	浪江町公共下水道施設整備事業(一団地・基金型)	事業番号	1 - 1 2 - 2
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	117,190 千円	全体事業費	181,573 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 2 9 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 2 9 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p><令和 4 ~ 7 年度>基金 下水道事業(浪江駅周辺地区) 181,573 千円 1. 実施設計 2. 工事</p> <p>うち第 3 8 回申請 <令和 4 ~ 5 年度>基金 下水道事業(浪江駅周辺地区) 117,190 千円 1. 実施設計 2. 工事</p> <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 2 9 年 3 月策定)】</p> <p><基本理念> 「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生~ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して~」</p> <p><コンセプト> ○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居</p>					

住地としての役割も果たします。

- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさと感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	115	事業名	津島防災備蓄倉庫等整備事業	事業番号	① -10-10
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		4,738 千円	全体事業費	4,738 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

帰還困難区域の津島地区の特定復興再生拠点は、令和 5 年 4 月の避難指示解除に向け、除染や施設整備を進めている。この特定復興再生拠点内の避難所となる「つしま活性化センター」では、付近に災害時の備蓄品を保存できる公的施設がないことなどのため、住民意向調査を基礎とした避難者に対して、食料等の供給や、トイレ・駐車場が不足する状況となっている。

このような中、浪江町復興計画【第三次】において、「防災・減災施設等の整備推進」を掲げており、防災施設の整備を進めており、防災備蓄倉庫及び外部トイレ・駐車場などの必要となる防災まちづくり施設等の整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることで、ふるさと浪江の再生・復興を促進させるものである。

事業概要

本事業は上記目標を達成するために、防災備蓄倉庫及び外部トイレ・駐車場などの必要となる施設等の設計及び整備を行うものである。

<津島地区の避難者>

令和 2 年度実施の住民意向調査より、津島地区において既に浪江町に戻っている・戻りたいと考えている世帯が 44 世帯で、回答世帯の平均人数が 2.4 人であることから、帰還人数は 44 世帯×2.4=約 106 名。

<防災備蓄倉庫等の整備>

津島地区の避難所として指定することとしている「つしま活性化センター (支所機能・交流機能)」は、災害時において、食料等を備蓄する倉庫がない、駐車場が不足する、浄化槽の容量が足りない状況となっているため、隣地に以下の施設を整備する。

①防災備蓄倉庫の整備

避難者 106 名分の備蓄倉庫 (プレハブ) とトラック旋回場所としての外溝 (アスファルト舗装) を整備する。

②駐車場の整備

避難世帯 44 世帯+職員 10 人+関係機関・支援者の約 60 台分の駐車場が必要であることから、不足する 20 台分 (必要台数 60 台-既存駐車場 40 台=20 台) の駐車場を整備する。

③トイレの整備

避難 106 人+職員 10 人+関係機関・支援者等で約 130 名分の浄化槽が必要であることから、不足する 80 人分 (使用者 130 人-既存施設 50 人分=80 人分) のトイレ (浄化槽算定基準の公衆便所 人数=16×便器数: 80÷16=便器数 5 個 (男 2・女 2・多目的 1)) を整備する。

当面の事業概要

本事業は上記目標を達成するために、必要となる施設等の設計及び整備を行うものである。

<令和 4 年度>

①津島防災備蓄倉庫等実施設計、地盤調査、敷地測量: 4,738 千円 (今回整備)

②津島防災備蓄倉庫等整備工事 (実施設計後申請予定)

<浪江町復興計画【第三次】での位置づけ>

第 3 章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策 1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の再生

イ 生活環境の再生・整備

施策 3 防災・安全の強化

(1) 防災・安全の強化

ウ 防災・減災施設等の整備推進
地域の帰還・移住等環境整備との関係
帰還困難区域の居住者の帰還は少ないことが想定されるため、震災前のような災害時の地区等による共助等が困難となることから、必要な防災の施設・設備を整備することで、災害時でも安心できる環境を創出し、帰還・移住・定住を促進し、活気ある津島地区の再生を目指すため、本業務を実施するものである。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興海浜緑地（多目的広場）整備事業	事業番号	◆ 1 - 1 3 - 2 - 1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）
総交付対象事業費		(34,842 千円) 166,991 (千円)	全体事業費		(34,842 千円) 166,991 (千円)
帰還環境整備に関する目標					
<p>本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。</p> <p>【浪江町復興計画（第三次）】</p> <p>Ⅱ 未来を担う人づくり</p> <p>施策 2 生涯学習環境の充実</p> <p>既存の各運動場の復旧やパークゴルフ場の再整備などの検討を進め、これらの施設と地域スポーツセンターの活用を図り、町民の健康づくりと生きがいを推進します。</p> <p>Ⅲ 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>施策 3 防災・安全の強化</p> <p>震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。</p>					
事業概要					
<p>災害時には、復興祈念公園の防災機能を促進するための防災バックアップスペースとして、また、請戸漁港から荷揚げされる緊急支援助物資の仮置き場として、集団防災移転促進事業により取得した土地（元地）を優先的に活用し、平時には賑わいあふれる交流の場として、避難先の町民や県内外から多くの人を呼び込み、復興祈念公園へと導く復興海浜緑地の整備をするものである。</p> <p>1 整備箇所 浪江町大字請戸字御壇ノ西 他 地内</p> <p>2 施設規模 約 5ha（パークゴルフ場=4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等=1.0ha）</p>					
当面の事業概要					
<p>令和 3 年度 基本計画 基本設計 地質調査 地形測量</p> <p>令和 4 年度 実施設計、軟弱地盤解析、用地取得、開発許可申請、水源調査</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 御殿南住宅（10 戸）、請戸住宅団地（分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸）、幾世橋住宅団地（85 戸）、幾世橋集合住宅（80 戸）・ 浪江南工業団地（令和 3 年度分譲予定）、請戸水産加工団地（2 区画中、1 区画操業済）・ 道の駅なみえ（飲食店、食料品販売、令和 2 年 8 月一部オープン 地場産品販売施設 令和 3 年 3 月オープン）・ イオン（食料品、生活用品販売、令和元年 7 月オープン）					
関連する事業の概要					
<p>〈県事業〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 福島県復興祈念公園（令和 2 年 9 月一部オープン）・ 東日本大震災・原子力災害伝承館（令和 2 年 9 月オープン）・ 請戸漁港災害復旧事業（令和 2 年度完成） <p>〈町事業〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請戸小学校震災遺構整備事業（令和 3 年 10 月 24 日オープン）・ 旧請戸共同墓地跡地利用事業（先人の丘整備予定）					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1) -13-1
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
<p>1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割</p> <p>(1) 防災公園としての復興祈念公園</p> <p>復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。</p> <p>(2) 福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港</p> <p>浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。</p> <p>(3) 復興海浜緑地や駐車場（約 5ha）を防災バックアップスペースとして活用</p> <p>復興祈念公園が防災拠点として十分に機能を果たすためには、効率的な物資の供給が必要であり、請戸漁港から荷揚げされる物資や輸送される資材等の荷捌きや仮置場（ストックヤード）として復興海浜緑地や駐車場オープンスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築する。</p> <p>また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築する。</p> <p>(4) 緊急時における衛生的な医療環境の提供</p> <p>管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。</p> <p>(5) 広域輸送基地としてヘリポートを提供</p> <p>重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。</p> <p>また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所の PAZ (5km 以内)にあるため、PAZ の外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。</p> <p>2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割</p> <p>(1) 復興祈念公園の目的</p> <p>復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。</p> <p>(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く</p> <p>平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。</p> <p>(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間</p> <p>復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。</p> <p>復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。</p> <p>(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み</p> <p>復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティー活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。</p>	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和4年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業		事業番号	(1)-17-1
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)		浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(721,663千円) 1,283,554(千円)	全体事業費		(721,663千円) 1,283,554(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
一部地域の避難指示が解除された浪江町内において、雇用の創出や住環境の整備等の各種開発事業を進めるにあたり、埋蔵文化財包蔵地(以下「遺跡」とする。)の有無や、範囲・内容(年代や性格)等を明らかにするため、分布調査及び試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。 開発事業との調整を図ったうえで、埋蔵文化財への影響が避けられない場合は、発掘調査による記録保存を実施する。						
事業概要						
町内の帰還促進に向けた環境整備(開発)を行うにあたり、開発予定地内における遺跡の有無や、範囲・内容等を事業開始前の計画段階から把握し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。						
1 分布調査 開発が計画されている範囲について、既知のものを含めた遺跡の有無やその範囲・性格等を、現地を実際に踏査することにより判断する。						
2 試掘確認調査 分布調査実施後に、本発掘調査の要否や本発掘調査を要する範囲、その期間や費用等を算定する資料を得ることを目的とした調査。人力または重機により小規模な掘削を行ない、遺構や遺物を検出することで、遺跡の拡がり、深度、性格等を把握する。 分布調査、試掘確認調査の結果を基に、遺跡保存のための工法や設計等の変更について開発側と協議し、開発と埋蔵文化財の保護の両立のための調整を図る。						
3 発掘調査 分布調査、試掘確認調査の結果を踏まえた開発側との協議において、埋蔵文化財(遺構・遺物)への影響が避けられない場合において、記録保存に向けた発掘調査を実施する。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成29年度> 北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業 浪江町道路整備事業(小熊田宮田線)における分布調査及び試掘調査						
<平成30年度> 棚塩地区雇用創出エリア(棚塩産業団地南側)分布調査及び試掘確認調査						
<平成31年度> 防災拠点整備事業(帰還困難区域復興再生拠点浪江町室原地区)、中心市街地等 分布調査及び試掘確認調査						
<令和2年度> 棚塩地区復興牧場試掘調査 復興まちづくり地区公共施設(幾世橋地区)整備に伴う発掘調査						
<令和3年度> 駅前一団地整備事業試掘確認調査 復興まちづくり地区公共施設(幾世橋地区)整備に伴う発掘調査報告書作成(平成31年度試掘調査・令和2年度発掘調査実施済)						

<p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第1次）（平成30年度・令和2年度試掘確認調査実施済）</p> <p>※2・3次調査に向けてより詳しい遺構分布状況把握するための試掘確認調査も併せて実施する。</p> <p><令和4年度></p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第1次）報告書作成</p> <p>棚塩地区酪農復興牧場発掘調査（第2次）</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>町内で進められている各種帰還環境の整備事業においては、事前に遺跡の試掘確認調査を実施することで、開発事業の計画段階からの円滑な調整が図られる。開発による影響が避けられない場合において、速やかに発掘調査による記録保存を図ることで住民の帰還に向けた各種整備事業の円滑な実施につながるため。</p>
<p>関連する事業の概要</p> <p>・畜産施設整備事業</p> <p>町の農業復興拠点として大規模畜産施設を整備することにより耕畜連携を図り、営農再開、町民の帰還を促進する。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(1,482,721 (千円)) 1,486,659 (千円)		全体事業費	(1,482,721 (千円)) 1,486,659 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>・就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。</p> <p>現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (4,000m³) 及び南産業団地 (1,840m³/日)、北産業団地 (329m³/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p> <p>・井戸により生活をしてきた方が、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響で井戸水が枯れた等により、同じ場所での生活再建が困難な状況にある。このため、帰還促進し町民が、浪江町で生活再建ができるよう、未給水地域での飲料水の確保の支援を行う。</p> <p>・生涯学習に取り組める環境を整備し、帰還を促進するために必要な飲料水確保を行う。</p>					
事業概要					
<p>・棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため</p> <p>・配水管の設計及び配水管布設工事 (L=800m) を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地領域になるため、他の埋設管路、道路幅員、JR及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事 (L=100m) を行う。</p> <p>・小野田取水井戸の設計及び増ボーリング工事を行う。</p> <p>・小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。</p> <p>・高区配水場の設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事 (L=130m) を行う。</p> <p>・生活環境整備として配水管路整備を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>・調査及び比較検討、計画作成</p> <p><平成 31 年度></p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)</p> <p>・産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1)</p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部)</p> <p>・配水管布設に伴う管網計算等業務委託</p> <p><令和 2 年度></p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苅野系統第 1 : 既存道路部)</p> <p>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=2,010m</p> <p>・産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託</p> <p>・小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託</p> <p>・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=340m</p> <p><令和 3 年度・第 33 回></p> <p>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=800m</p> <p>・産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計</p>					

<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還住民に伴う配水管工事 L=100m ・ 小野田取水場造成工事 ・ 小野田取水井戸詳細設計業務委託 ・ 高区配水場設計 <p><令和3年度・今回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還住民に伴う配水管工事 L=130m <p><令和4年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管工事 L=71m
--

地域の帰還・移住等環境整備との関係

・ これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

・ 震災前より町営高瀬野球場では、スポーツ少年団、中学校、高校での部活動及び社会人チーム等による各種野球大会等が年間を通して開催されていた。また、当該施設に隣接している宿泊機能を備えた施設「いこいの村なみえ」は、平成30年度より営業を再開しており、本年度には、近接する丈六公園の整備が完了予定であることから、今後、周辺一帯は町民・研修旅行参加者の交流の場・憩いの場として更なる利用増加が見込まれている。

また、今現在も、町代表チームとしての活動のほか、避難先等において、独自に活動を続けている団体が存続しており、盛んに交流を図っている状況もあることから、それぞれの避難先から大会等を通じ交流することで、避難住民の帰還、更には新たな住民の定住促進にも繋がり、地域の再生を加速させるものである。

(利用見込人数 約1,500人/年間)

関連する事業の概要

生活環境整備事業

令和3年度 町営高瀬野球場の復旧にあたり、被害状況の調査を行い、その調査結果を受け、実施設計を行う。

令和4年度 町営高瀬野球場復旧工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	107	事業名	浪江町水道施設整備事業 (基金型)	事業番号	2-20-5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(1,159,994(千円)) 1,197,493(千円)		全体事業費	(1,159,994(千円)) 1,197,493(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (2,014m³) 及び南産業団地 (1,834m³/日)、北産業団地等 (350m³/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p>					
事業概要					
<ul style="list-style-type: none">・ 棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため・ 小野田取水場建築工事及び建築監理を行う。・ 小野田送水管路の詳細設計を行う。					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査及び比較検討、計画作成 <p><平成 31 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部)・ 配水管布設に伴う管網計算等業務委託 <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苅野系統第 1 : 既存道路部)・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=2,010m・ 産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託・ 小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託・ 産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=340m・ 産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=700m <p><令和 3 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=800m・ 帰還促進配水管路布設工事・ 小野田配水場基本設計及び詳細設計・ 小野田取水場水源改良詳細設計業務委託・ 小野田取水場造成工事・ 小野田配水管基本設計業務委託 <p style="text-align: center;">～第 33 回までが単年度型で実施～</p> <p><令和 3 年度基金型></p> <ul style="list-style-type: none">・ 小野田取水場建築工事・ 小野田取水場建築監理業務委託 <p><令和 4 年度基金型></p> <ul style="list-style-type: none">・ 小野田送水管詳細設計 L=2160m					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	117	事業名	浪江町水道施設整備事業(一団地・基金型)	事業番号	2-20-6
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	93,963 千円		全体事業費	240,335 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>ついては、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p><令和 4~7 年度>基金 水道施設整備事業(浪江駅周辺地区) 240,335 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実施設計2. 工事 <p>うち第 38 回申請 <令和 4~5 年度>基金 水道施設整備事業(浪江駅周辺地区) 93,963 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 実施設計2. 工事 <p><本事業の位置づけ> 【浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)】</p> <p><基本理念> 「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生~ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して~」</p> <p><コンセプト> ○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。</p>					

- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさと感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住される方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(690,877 (千円)) 695,382 (千円)		全体事業費	(690,877 (千円)) 695,382 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、わかりやすい放射線測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
<p>個人被ばく線量を測定して放射線不安に対応することを目的に、令和 2 年度までは D-シャトルとバッジ式線量計の 2 種類を活用していた。しかし、いつ、どこで、どの程度の被ばく線量だったのかわかり、且つ、1 時間ごとの線量が可視化可能な D-シャトルの在庫が町に 5,000 個あったので、令和 3 年度からは D-シャトルの貸与のみで個人被ばく線量測定事業を実施してきた。そのことで特に問題等生じなかったため、令和 4 年度も令和 3 年度同様に継続することとする。</p> <p>具体的には、町内外にお住いの町民、役場職員、町内で仕事や活動をしている人に貸与し、場所による線量の違いを知ったり、どこにいた時に線量が高く、どこにいた時に低いか、もしも浪江ですと暮らした場合等のおおよその積算線量も推計できるので、装着者本人が被ばく線量を把握しやすく、それに応じた行動や対応ができるように相談を受けたり助言を行っていくことが可能である。令和 4 年度の秋頃から、帰還困難区域復興拠点での準備宿泊が予定されていることから、D-シャトルを積極的に利用していただき、できるだけ一人おひとりがどのような不安、心配ごとを抱えているのかを捉え、一緒に考えたりその改善策を見出したりしながら合理的な判断ができるよう、リスクコミュニケーションを行っていきたいと考える。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 4 年度></p> <p>○D-シャトル</p> <ul style="list-style-type: none">・利用したい人には借用申請書を書いていただき、随時貸出す。・利用中の人には、電池が切れる前に点検・校正の通知をし、現在利用中の D シャトルを返却してもらうが、その間、希望者には何度でも読取り・説明を行う。・返却された D シャトルの読取りを行い、窓口に来れない人には報告書と新しい D-シャトルを送付し、電話で説明を行う。直接窓口に戻ってきた人には、測定結果を説明し、新しい D-シャトルを貸出す。・町内での居住及び活動を希望する方で放射線不安がある方には D-シャトルの使用を推奨していく。・令和 3 年度の利用者は約 450 人であるが、準備宿泊の人と新規利用者を見込み、点検・校正を 1,000 台行う。 <p><令和 5 年度以降></p> <p>継続しての実施を予定。</p>					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業の実施により、町民との放射線に対するリスクコミュニケーションを勧めていき、放射線の理解や不安を軽減することによって町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。また、町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施して下さる方々にも貸出しをすることで、引いては帰還意向の促進を図ることにつながる。					

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和4年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(5,820(千円)) 5,947(千円)		全体事業費	(5,820(千円)) 5,947(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

甲状腺検査を行うことで、町民の放射線被ばくリスクによる健康への影響・不安の解消を図り、帰還の促進へつなげる。年々受診者数は減少傾向にあるが、放射線に対して不安を感じている町民は多いので、長期的且つ継続的に事業を実施する必要がある。

事業概要

福島県が行っている甲状腺検査は、震災当時18歳以下だった者が20歳になるまでは2年ごと、それ以降は5年ごととなっているが、町では震災当時19~40歳以下で町独自の検査を1度も受けたことがない者と震災当時18歳以下で県の検査の対象ではない年に受けられるよう、仮設津島診療所、ひらた中央クリニック(震災復興支援放射線対策研究所)及び全日本民主医療機関連合会において無料で検査を実施している。

当面の事業概要

<令和4年度>

震災当時40歳以下の町民を対象として検査を実施する。

想定受診人数(仮設津島診療所) 10名
(ひらた中央クリニック) 10名
(全日本民主医療機関連合会) 5名

<令和5年度>

令和4年度に同じ

浪江町復興計画【第三次】

第4章 健康と福祉のまちづくり

施策3(1)放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の充実

地域の帰還・移住等環境整備との関係

放射線の健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで、帰還の促進を図っていく。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線測定器校正事業	事業番号	(3) - 23 - 5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(211,051 (千円)) 225,804 (千円)		全体事業費	(211,051 (千円)) 225,804 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射線測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。

また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器等についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。

当面の事業概要

<令和 4 年度>

全世帯を対象に配布した放射線測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。

配布してから 10 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の約半数が修繕を行っている。

想定台数：(持込) 50 台 (郵送) 1,350 台 計 1,400 台 (うち修繕 980 台)

(見守り隊用) 20 台 計 20 台

<令和 5 年度>

継続しての実施を予定している。

浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 P 8 1

地域の帰還・移住等環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、ひいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6																												
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)																													
総交付対象事業費	(409,985(千円)) 451,196(千円)		全体事業費	(409,985(千円)) 451,196(千円)																													
帰還・移住等環境整備に関する目標																																	
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 箇所の取水場(苧野、大堀、谷津田、小野田)において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。																																	
事業概要																																	
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 1 2 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して帰還し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。																																	
当面の事業概要																																	
＜令和 4 年度＞																																	
・ 町内 4 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検																																	
・ 水質検査																																	
<table border="1"><thead><tr><th>検査項目</th><th>実施回数 (年)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">【浄水】</td></tr><tr><td>水質基準 51 項目検査</td><td>4</td></tr><tr><td>水質基準 49 項目検査</td><td>12</td></tr><tr><td>水質基準 9 項目検査</td><td>32</td></tr><tr><td>水質基準 2 項目検査</td><td>8</td></tr><tr><td>水質管理目標設定 16 項目</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">【原水】</td></tr><tr><td>水質基準 39 項目検査</td><td>4</td></tr><tr><td>水質基準 8 項目検査</td><td>12</td></tr><tr><td>指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)</td><td>30</td></tr><tr><td>指標菌検査 (大腸菌定性)</td><td>30</td></tr><tr><td>クリプトスポリジウム・ジアルジア検査</td><td>7</td></tr><tr><td>保菌検査</td><td>8</td></tr></tbody></table>						検査項目	実施回数 (年)	【浄水】		水質基準 51 項目検査	4	水質基準 49 項目検査	12	水質基準 9 項目検査	32	水質基準 2 項目検査	8	水質管理目標設定 16 項目	4	【原水】		水質基準 39 項目検査	4	水質基準 8 項目検査	12	指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)	30	指標菌検査 (大腸菌定性)	30	クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	7	保菌検査	8
検査項目	実施回数 (年)																																
【浄水】																																	
水質基準 51 項目検査	4																																
水質基準 49 項目検査	12																																
水質基準 9 項目検査	32																																
水質基準 2 項目検査	8																																
水質管理目標設定 16 項目	4																																
【原水】																																	
水質基準 39 項目検査	4																																
水質基準 8 項目検査	12																																
指標菌検査 (嫌気性芽胞菌)	30																																
指標菌検査 (大腸菌定性)	30																																
クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	7																																
保菌検査	8																																
＜令和 5 年度以降＞																																	
令和 4 年度と同様																																	
地域の帰還・移住等環境整備との関係																																	
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。																																	

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(505,177(千円)) 583,469(千円)		全体事業費	(505,177(千円)) 583,469(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、平成 29 年 3 月に避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除を行い、帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の令和 5 年春の解除を目標に除染を進めている。</p> <p>町内への帰還に際し放射線による健康被害を懸念する町民の声を払拭し、安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し不安を解消していきたい。</p> <p>そこで、有識者で構成する除染検証委員会を実施して線量低減策を提案いただき、また復興拠点内の除染後の家屋等の線量分布をガンマカメラで可視化し、それらのデータを活用しながら放射線に対するリスクコミュニケーションを図り、町内で暮らすことへの安心感を持ってもらう。また、帰還を考えている町民への帰還意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>町民の放射線に対する理解促進のため、除染後の状況を可視化し、除染の効果を示すことで、町民の安心安全を担保する。また、有識者で構成する除染検証委員会を開催し、放射線の不安が残る事案についての線量低減策の提案をもとに、環境省による適切な低減事業を求め、また放射線に関するリスクコミュニケーションを図ることにより安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第三次】において、復興の基本方針に沿った健康と福祉のまちづくりのため、復興に向けた施策として位置づけ実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 4 年度></p> <p>復興拠点内の除染の完了した全ての家屋(宅地)についてガンマカメラでの撮影を行う。さらに、除染検証委員会で、その結果を活用しながら必要箇所の線量低減策の提案をいただき、環境省により適切な低減事業を行う。それらを基に放射線に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な区域が存在する。適切な除染を実施し、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化が図られ、安心安全に暮らすことができる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	重複
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3) -23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(146,464 (千円)) 161,527 (千円)		全体事業費	(146,464 (千円)) 161,527 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、11 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」について町民から不安の声が多く寄せられている。</p> <p>また、長年、親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけでなく、食全般に対する不安を払拭しきれないために帰還をより困難にしている。</p> <p>食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を整えとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰町へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。</p> <p>更に浪江町立なみえ創生小学校・中学校及び浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・園児・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。</p>					
事業概要					
<p>県から無償譲渡された放射能簡易分析装置 1 台及び県から貸与の非破壊式放射能測定器 1 台、並びに町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が口にする食品 (自家栽培野菜、井戸水等) を測定する。更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を測定する。</p> <p>1. 町民からの受付</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者 : 浪江町民及び浪江町内に居住・通勤している方等・費用 : 無料・場所 : 浪江町役場本庁舎・受付日時: 平日 (土、日・祝日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・測定品目: 飲用水 (井戸水、わき水など)、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品 (山菜等)、農作物を栽培している農園の土壌 (土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可)。・検査対象外 : 自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。・申し込み方法: 窓口で受付し受取る。・測定結果の通知方法: ①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話により測定結果報告・検査結果の公表: 毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載する。 <p>2. 学校給食</p> <ul style="list-style-type: none">・場所: なみえ創成小・中学校調理場・測定品目: 浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等・測定結果の通知方法: 検査終了後、結果報告 <p>【浪江町復興計画【第三次】</p>					

第4章 健康と福祉のまちづくり
施策3 (1)放射線による健康不安への対策 P81

当面の事業概要

<令和4年度>

○自家消費野菜等の放射能検査事業

- ・H30年度より検査業務を委託した。検査員の確保及び定期的(月1回程度)な専門家の指導により、検査技術・知識の維持・向上が計られる。
- ・自家消費農作物(家庭菜園等)、野生の山菜・キノコ等の測定。
- ・浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等の測定。
- ・検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。
- ・検査結果は、毎月広報等へ掲載する。

<令和5年度以降>

継続しての実施を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいづくりや、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

NO.	73	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 基金型	事業番号	(5) -40-3
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(598,345(千円)) 648,250(千円)	全体事業費	(598,345(千円)) 648,250(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかった。そのため、農業用水利施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そこで、本事業を導入して農業用水利施設等の整備、修繕を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 <p>浪江町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。</p> <p>しかし、営農再開にあたり管理することができなかった農業用排水施設の機能が著しく低下しているため、大きな障害となっている。</p> <p>そのため、本事業により農業用排水施設の補修・補強及び適切な保安全管理を実施し、営農再開ができる環境を整備していく必要があることから、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された地域で営農意欲のある地域から順次整備を進め営農者と合意形成を図りながら調査・設計及び施工を一体的に進め、確実に営農再開できる環境整備を行うものとする。</p>					
(2) 事業量 <p>1. 調査・設計費 一式</p> <p>2. 管理費</p> <p>1) 農業用排水施設の保安全管理 一式</p> <p>2) 農業用排水施設の補修・補強 一式</p>					
(3) 復興計画への位置づけ <p>【浪江町復興計画第 2 次】(抜粋)</p> <p>第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する</p> <p>施策 6 農林漁業の再興</p> <p>(1) 新たな環境基盤による営農再開</p> <p>《これからの取組》</p> <p>イ 生産基盤の整備・強化</p> <p>(ウ) 大柿ダム関連施設(農業用水路等)の確実な復旧</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 29 年度～令和 4 年度></p> <p>○ 第 18 回申請</p> <p>【申請】 調査測量設計 一式</p> <p>土砂撤去・除草 16.5 km、用水路補修 13 箇所、給水栓補修 21 箇所、落水工補修 21 箇所</p> <p>【実績】 調査測量設計 一式</p> <p>除草 0.35ha、用水路補修 13m、給水栓補修 117 箇所、落水工補修 68 箇所</p>					

○第20回申請

【申請】 調査測量設計 一式
土砂撤去・除草 34.0km、用排水路補修・補強 4.0km

【実績】 調査測量設計 一式
土砂撤去 5,564m³、用水路補修・補強 294m、給水栓補修 6箇所、落水工補修 60箇所
ため池補修 2箇所、ため池電気設備補修 一式

○第24回申請

【申請】 調査測量設計 一式
用排水路土砂撤去等 16.3km、用排水路等補修・補強 11箇所

【実績】 調査測量設計 一式
用水路補修・補強 522m、給水栓補修 44箇所、落水工補修 1箇所、ため池補修 2箇所
用水路ゲート補修 9箇所

○第29回申請

【申請】 用水路の土砂撤去 3.7km、用水路の補修・補強 5.5km

【実績】 調査測量設計 一式
用水路の土砂撤去 3.7km、除草 0.17ha 用水路の補修・補強 5.5km

○第33回申請

【申請】 排水路補修 255m、水門補修 1式

○第36回申請

【申請】 調査測量設計 一式、用排水路の補修・補強 0.8 km 用水路等の土砂撤去 L=8.2 km

○第38回申請

【申請】 調査測量設計 一式 用水路等の土砂撤去 L=18.0 km

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入して農業用排水施設の補修・補強及び保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	浪江町企業誘致促進事業	事業番号	(6)-46-7
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(12,954(千円)) 15,219(千円)	全体事業費	(12,954(千円)) 15,219(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災及び原子力発電所事故により地域経済は大きな打撃を受けており、帰還環境整備にあたって、営みの基盤となる雇用・就労の場の確保、地域経済の再生が急務である。</p> <p>現在並行して実施している産業団地整備による基盤整備と、本事業で実施する企業誘致活動により、若い世代が将来に期待をもてる企業の誘致、雇用の場確保により地域経済の立て直しを図る。</p>					
事業概要					
<p>平成 29 年度及び令和元年度に竣工した藤橋・北・棚塩産業団地(第 1 期)及び令和元年度から着工した南産業団地、令和 2 年度から事業着手した棚塩産業団地(第 2 期)の整備進捗を踏まえつつ、各種セミナー等への出席を行い、浪江町への立地メリットを紹介し、確度の高い誘致活動を展開する。</p>					
当面の事業概要					
<令和 4 年度>					
1 企業誘致関連イベント出展 985 千円					
(1) 出展予定イベント及び出展料 495 千円					
・企業立地フェア 2022(5 月 18~20 日 東京都 東京ビッグサイト) 495,000 円					
(2) イベント出展時販促品製作委託 490 千円					
・チョッパー(A4) 500 枚					
・クリアケース(A4) 500 枚					
・ボールペン 500 本					
2. パンフレット及び浪江水素タウン構想イメージ作成 1,280 千円					
(1) コンセプト					
新規立地を検討している企業に興味を持たれる内容					
(2) 内容					
①パンフレットデザイン委託 495 円					
町の概要、交通アクセス、産業団地情報、補助金・優遇制度内容等					
②パンフレット印刷製本費 286 千円					
2,000 部					
③なみえ水素タウン構想イラストイメージ作成委託 499 千円					
イラスト化することで、構想をわかりやすく発信し、水素利活用を検討している企業誘致を進める。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>避難した住民の帰還判断の一つである雇用の場の確保・地域経済の再生は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。</p> <p>地域経済の立て直しのために既存産業の再生と、イノベーション・コースト構想に位置づけられている新たな産業の集積を図ることで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進へ繋げ、地域の再生を加速させる。</p>					

関連する事業の概要

雇用の場の確保、地域経済再生に向けての基盤整備を以下のとおり進めている。

以下面積は、区画総面積

- ・既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業 藤橋地区 6.64ha
- ・北産業団地整備事業 北幾世橋地区 3.69ha
- ・南産業団地整備事業 請戸地区 17.29ha
- ・浪江町棚塩産業団地整備事業（第1期） 北棚塩地区 38.5ha
- ・浪江町棚塩産業団地整備事業（第2期） 北棚塩地区 現在基本計画業務実施中
- ・請戸地区水産加工団地整備事業 請戸地区 2.33ha

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	移住・定住情報発信事業	事業番号	7-49-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		2,429(千円)	全体事業費		2,429(千円)
		6,406(千円)			6,406(千円)

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和3年9月末時点の町内居住人口は1,727人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

当町が持つさまざまな魅力を移住希望者にアピールし、移住・定住を促進するためのPR用パンフレット及びPR用動画を作成する。また、移住に関する相談会やオンライン相談会等イベントに出展し、より効果の高い情報発信活動を展開する。

〈本事業の位置づけ〉

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

〈目指す姿と取組〉

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

〈施策の展開〉

(1) 移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

◆施策2-1: 移住・定住等施策の推進

- ・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。
- ・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。
- ・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。

◆施策2-2: 交流機会の創出

- ・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。
- ・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。

当面の事業概要

<令和4年度>

1 パンフレット及びPR動画作成

(1) コンセプト

町を全国に広く周知し、移住検討者に興味を持たれる内容

(2) 掲載内容

①パンフレット 1,221千円

町の概要、暮らし情報、住宅情報、子育て・教育環境、仕事情報、移住者インタビュー、浪江町市街地マップによる町内施設名簿、交通アクセス、観光・特産品情報等

②PR動画 1,320千円

移住検討者が浪江町の暮らしをイメージできるようなストーリー性があり、かつ移住検討者の心に響く内容

(3) 活用想定シーン

- ・ 移住定住相談窓口
- ・ ふるさと回帰支援センター等県外移住相談窓口
- ・ 浪江駅や道の駅なみえ等町内施設
- ・ 移住定住相談会等イベント出展時
- ・ 浪江町ホームページ掲載
- ・ 公式YouTubeチャンネル「なみえチャンネル」での放映
- ・ 町が許可したホームページやSNS等のウェブサイトへの掲載 等

2 移住に関する相談会やオンライン相談会等イベント出展

(1) 出展予定イベント及び出展料

- ・ 東北U・Iターン大相談会（例年7月頃開催・東京交通会館） 55千円
- ・ ふるさと回帰フェア（例年9月頃開催・東京国際フォーラム） 110千円
- ・ 福島くらし&しごとフェア（例年11月頃開催・東京交通会館） 0円
- ・ 移住・交流&地域おこしフェア（例年1月頃開催・新宿住友ビル） 264千円（2日間出展）

(2) イベント出展旅費

- ・ 東京出張（上記イベント4回+12市町村移住支援センター主催イベント2回）
電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×4人×6回 793,920円

(3) イベント出展時消耗品

- ・ パンフレット配布用バッグ 200枚 130,680円
- ・ パナースタンド幕 82,940円

<令和5年度>

継続して移住に関する相談会やオンライン相談会等イベント出展を予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・ 移住・定住相談窓口体制整備事業
- ・ 移住検討者お試し宿泊事業
- ・ 移住・定住促進結婚支援事業
- ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業
- ・ 課題解決型地域活動支援事業
- ・ 移住者向け住宅支援事業
- ・ 起業家呼び込み・育成事業

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	99	事業名	移住・定住相談窓口体制整備事業	事業番号	7-49-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		26,200(千円) 47,715(千円)	全体事業費		26,200(千円) 47,715(千円)

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ令和3年9月末時点の町内居住人口は1,727人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

当町への移住希望者のニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するため、ワンストップで支援する相談拠点の設置をはじめ、様々な関連業務を一体的に取り組むことで、移住定住の推進を図る。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

(1) 移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

◆施策2-1: 移住・定住等施策の推進

- ・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。
- ・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。
- ・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。

◆施策2-2: 交流機会の創出

- ・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。
- ・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

〈令和4年度〉

1 移住定住相談窓口実施業務

- ・ 相談対応
- ・ 移住定住に関する情報収集及び整理
- ・ 移住者獲得に向けた情報発信
- ・ 移住フェア等イベントへの出展参加
- ・ 移住者交流会の開催
- ・ 業務マニュアルの作成及びデータ整理

2 人員体制

相談員を2名配置するとともに、その他適切かつ十分な人員体制のもとで進める。

3 記念品贈呈

これからの町を担う若年層の移住を促進するため、町内での結婚等を奨励し、引き続き将来にわたって町に定住する意思のある夫婦に対して記念品を贈呈

(1)対象者 ①又は② + ③

- ① 夫婦のいずれか又は両方が新たに町の住民基本台帳に登録され、夫婦ともに町の住民基本台帳に登録されたのち3年以内に婚姻届を提出した夫婦
- ② もしくは、婚姻届が受理された日から3か月以内に夫婦のいずれか又は両方が新たに町の住民基本台帳に登録された夫婦
- ③ 夫婦ともに引き続き将来にわたって（概ね5年以上）浪江町に居住する意思がある夫婦

(2)記念品 112千円（1組あたり5,600円×20組）

大堀相馬焼夫婦湯呑1種、ペアマグカップ2種の合計3種からの選択

〈令和5年度以降〉

継続して実施予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・ 移住・定住情報発信事業
- ・ 移住検討者お試し宿泊助成事業
- ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業
- ・ 課題解決型地域活動支援事業

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	移住検討者お試し宿泊事業	事業番号	7-49-3
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		1,358(千円) 3,722(千円)	全体事業費	1,358(千円) 3,722(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 3 年 9 月末時点の町内居住人口は 1,727 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ 1 割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

県外からの移住検討者が町内に安価に滞在できる環境を提供することで、浪江町をより知っていただき、移住・移転の増加に繋げることを目的とする。

短期間の宿泊(5泊以内)では町内宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を補助する。

長期間の宿泊(1ヶ月以内)では町営宿泊施設「福島いこいの村なみえ」のコテージ棟を活用した長期滞在費の一部を補助する。

また、レンタカー・レンタサイクルの利用補助により、移住検討者に浪江町の生活を体験していただく。移住検討者は、移住・定住相談窓口で移住計画書を提出し、フォローを受けることで移住前の不安解消に繋げる。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)

第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策 2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。

◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

(1)移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第 2 期)(令和 2 年 3 月策定)

基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり

<p>◆施策 2-1：移住・定住等施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。 ・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。 ・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。 <p>◆施策 2-2：交流機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。 ・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。
--

当面の事業概要

<p><令和 4 年度></p> <p>1 短期宿泊費補助</p> <p>(1) 宿泊費低廉化に要する補助 250 千円 (100 泊分)</p> <p>移住検討者が町内宿泊施設に利用した際に、宿泊費を 2,500 円割引。割引分を町内宿泊施設に補助する。</p> <p>2 長期宿泊費補助</p> <p>(1) 宿泊費低廉化に要する補助 1,171 千円 (一人利用：12 回分、二人利用：2 回分)</p> <p>福島いこいの村なみえコテージ棟の月額宿泊費を設定。移住検討者は月額 2 万円とし、月額宿泊費との差額を福島いこいの村なみえに補助する。</p> <p>(2) レンタサイクル配備に要する費用 20 千円 (修理費：4 千円/台 5 台)</p> <p>移住検討者に無料貸出し、町内散策に活用してもらう。</p> <p>(3) レンタカー利用に要する補助 924 千円 (月額料金：66 千円 14 回分)</p> <p>浪江観光レンタカーの移住検討者向けレンタカー料金を利用した場合、利用料金を補助する。</p> <p>※ガソリン代は個人負担</p> <p><令和 5 年度></p> <p>継続して実施予定。</p>

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住情報発信事業 ・移住定住相談窓口体制整備事業 ・移住・定住促進結婚支援事業 ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業 ・課題解決型地域活動支援事業

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

Content for relationship with core business

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和4年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	103	事業名	課題解決型地域活動支援事業	事業番号	7-49-6
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		2,755(千円)	全体事業費		2,755(千円)
		6,477(千円)			6,477(千円)

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和3年9月末時点の町内居住人口は1,727人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

当町が抱える課題の中でも行政では実施しにくく、民間の取組を期待したいが帰還率が伸び悩む中でなかなか解決に至らない課題について、副業者や地域おこし協力隊を募集し課題解決を図るとともに、地域おこし協力隊員の活動支援体制を構築することで、移住者である隊員の定住・定着を図る。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

(1)移住・定住の促進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

◆施策2-1:移住・定住等施策の推進

- ・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。
- ・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。

◆施策2-2:交流機会の創出

- ・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。
- ・NPOや各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。

当面の事業概要	
<p><令和4年度></p> <p>1 地域おこし協力隊員の活動支援</p> <p>地域おこし協力隊員の活動支援体制を構築することで、隊員着任前後の理想と現実や、自治体側と隊員側との期待・ニーズのギャップ及びミスマッチ等を解消し、隊員活動の充実を図る。また、地元企業・団体等と隊員間の調整を行うことで課題解決に繋げるとともに、任期満了後の生活基盤作りを見据えた活動内容の支援を行う。</p> <p>○サポート内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動方針等の作成支援 ・個別ヒアリング実施による隊員の活動状況把握及びヒアリング結果を受けての活動課題整理 ・課題解決のため当町及び活動関連団体・機関等と隊員間の調整等の実施 ・隊員の資質向上を目的とした研修実施 ・活動成果発表会の開催 <p>※地域おこし協力隊の募集にかかる経費、隊員人件費及び活動経費等特別交付税措置対象経費については、当該交付金対象外のため除外</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 浪江町地域おこし協力隊「なみえプロモーション課」活動内容</p> <p>当町で抱える下記課題について「なみえプロモーション課」というチームで解決活動を実施する。</p> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した情報発信 ・浪江町の自然を活かしたアクティビティを作る ・浪江町の新銘菓の開発 ・商店街のにぎわい作り ・浪江町の暮らしが見える環境作り <p>(2) サポート体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし企業人制度活用による Softbank 社員派遣 <p>※地域おこし企業人制度活用による人件費等は特別交付税措置対象のため当該交付金申請対象外</p> <p><令和5年度以降></p> <p>継続して実施予定。</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>	
関連する事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住情報発信事業 ・移住・定住相談窓口体制整備事業 ・移住検討者お試し宿泊事業 ・移住・定住促進結婚支援事業 ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業 	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	移住者向け住宅支援事業	事業番号	7-49-8
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	12,960（千円）		全体事業費	12,960（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 3 年 9 月末時点の町内居住人口は 1,727 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ 1 割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>移住者が相双地方で就業又は起業し、町内不動産が管理する賃貸住宅に入居する場合、家賃割引を最大 2 年間受けられる。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none">・平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町に住民票登録されていない人・令和 3 年 4 月 1 日以後に転入し、5 年以上定住する人・相双地方において就業または起業する人・不動産管理業を営む町内事業者が管理する賃貸住宅に入居する人 <p><本事業の位置づけ></p> <p>○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策 2 移住・定住の推進</p> <p><目指す姿と取組></p> <ul style="list-style-type: none">◆（前略）お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。 <p><施策の展開></p> <p>(1) 移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・入口支援</p> <p>エ 移住者の定住促進支援</p> <p>○浪江町総合戦略（第 2 期）</p> <p>基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進</p> <p>施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">◆施策 2-1：移住定住等施策の推進（抜粋）・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					

当面の事業概要

<令和4年度>
1 家賃割引に要する補助 12,960千円
移住者の家賃割引に要する差額を契約不動産に補助する。
家賃割引補助制度構築中のため上限値の40千円/月とする

令和4年度想定：27人※×40千円/月×12カ月=12,960千円
※想定人数根拠：12市町村移住支援金申請者（令和3年7月～12月）11人÷5/12カ月=27人

<令和5年度>
継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者が戸建てを購入するケースは少ない。賃貸住宅を希望するも物件数も少なく、家賃も他地域より高い傾向。
家賃割引により、移住者を呼び込むとともに、町内不動産に限定することで、町内不動産の投資意欲に繋げる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和4年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	119	事業名	浪江町起業家呼び込み・育成事業		事業番号	7-49-9
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)		浪江町(直接)	
総交付対象事業費	112,860(千円)		全体事業費		112,860(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和3年9月末時点の町内居住人口は1,727人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割に満たない状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>						
事業概要						
<p>浪江町移住・定住促進中期戦略において、ターゲット層1として復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人としてスタートアップ支援を掲げている。起業家を呼び込み、育成していくことで町に賑わいをもたらし、将来的には移住相談・チャレンジ拠点を活用し、更なる町の活性化を図る。</p> <p>令和4~6年度で「場づくり」と「起業賑わい創出」の支援拡充を行っていくことで、生まれた人材やその繋がりを魅力とし、令和7年度以降で高レベル起業家人材の呼び込みを行っていく。</p>						
<p><本事業の位置づけ></p> <p>○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)</p> <p>第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策2 移住・定住の推進</p> <p><目指す姿と取組></p> <p>◆(前略)お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。</p> <p><施策の展開></p> <p>(1)移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・入口支援</p> <p>エ 移住者の定住促進支援</p>						
当面の事業概要						
<p><令和4年度></p> <p>起業人材支援業務委託 112,860千円</p> <p>(1) ワークスペースの整備</p> <p>起業家等が活動するための場所として、トレーラーハウスを活用したワークスペースを整備する。</p> <p>(2) 起業支援・事業化支援</p> <p>起業に関する相談対応やセミナー等による情報提供、起業家間の交流や人材確保支援を行うとともに、事業化に向けたメンタリングや計画策定を支援する。また、人材マッチングを行うコーディネート機能を整備する。</p> <p>(3) スタートアップ支援策の検討</p> <p>新たな技術やモデルを用いて社会変革(イノベーション)を訴求する企業・個人への支援策のあり方を</p>						

<p>検討する。</p> <p>(4) ブランド化、魅力向上の検討 浪江駅周辺整備事業における交流機能の活性化につなげるため、当町のブランド化を行い、起業家等にとって当町の魅力を向上する。</p> <p>(5) 全体調整 (1)～(4)に関する全体調整や産学官民連携協議会の検討及び後年度の活動や負担の整理</p> <p><令和5年度> 継続して実施予定</p>							
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>							
<p>関連する事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住情報発信事業 ・ 移住・定住相談窓口体制整備事業 ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業 							
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>							
<p>関連する基幹事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付団体</td> <td></td> </tr> </table>		事業番号		事業名		交付団体	
事業番号							
事業名							
交付団体							
<p>基幹事業との関連性</p>							